

福岡県医療的ケア児支援人材育成研修費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県医療的ケア児支援人材育成研修費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、障がい福祉サービス事業所等に対し、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第4条第2項に規定する喀痰吸引等研修（以下「研修」という。）の受講に係る費用の一部を助成し、法第2条第2項に規定する喀痰吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を必要とする医療的ケア児の支援体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、医療的ケア児とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 福岡県内に住所を有すること。
- (2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行う者による介護を受けて生活していること。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事業のいずれかを実施し、当該事業において、医療的ケア児に対し、喀痰吸引等を行うことを予定している県内に所在する事業者（以下「補助対象者」という。）を対象とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（ただし、療養介護及び施設入所支援を除く。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援（ただし、医療型児童発達支援を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療的ケア児の日常生活を支援するため、知事が特に必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合
- イ 暴力団員が実質的に運営している場合
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合
- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(補助対象研修)

第5条 本事業が補助対象とする研修は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第3に規定する基本研修又は実地研修であること。
- (2) 補助対象者が、医療的ケア児に喀痰吸引等を行うため、当該事業所に所属する職員に受講させ、修了させるものであること。

2 補助金の交付の対象となる研修の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次に定める補助基本額のとおりとする。

ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助対象事業所が負担した費用のうち、当該事業所の従業員が受講した喀痰吸引等研修に係る費用で次に掲げるもの (1) 基本研修の受講費用（テキスト代及び保険料を含む。） (2) 実地研修の受講費用（テキスト代及び保険料を含む。）
補助対象外経費	(1) 研修の受講に係る従業員の人件費及び交通費 (2) 法附則第11条第1項の認定特定行為業務従事者認定証の交付申請に係る費用 (3) 事業者登録に係る費用 (4) その他知事が適当でないと認める経費
補助基準額	3万円に喀痰吸引等研修（第3号研修）を修了した従業員数を乗じて得た額。ただし、1年度につき従業員1人あたり1回までとする。
補助基本額	補助対象経費と補助基準額のうち、いずれか低い方の額
補助率	10分の10

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出にかかる証拠書類を整理し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

（申請手続）

第 8 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1 号により知事に申請しなければならない。

（交付決定の通知）

第 9 条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を行い、様式第 2 号により補助対象者に通知するものとする。

（事業変更等の承認）

第 10 条 補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 3 号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事業の中止又は廃止）

第 11 条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 4 号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助対象者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 5 号により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 知事は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 6 号による通知書を補助対象者に送付するものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 補助対象者は、県から補助金の交付を受けようとするときは、様式第 7 号による請求

書を知事に提出しなければならない。この補助金は、精算払により交付するものとする。

(補助金の経理)

第 15 条 補助対象者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 16 条 この交付要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和元年 7 月 1 2 日から施行し、令和元年度から令和 3 年度までの補助に適用する。

第 2 条 令和元年度については、第 5 条第 2 項の規定中、「4 月 1 日」を「施行日」と読み替える。

第 3 条 この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度から令和 6 年度までの補助に適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度から令和 9 年度までの補助に適用する。